

平成 25 年 11 月 7 日

各 位

株式会社みなと銀行

## 「ビジネスネーム(旧姓)」使用開始について

株式会社 みなと銀行（頭取 尾野 俊二）は、平成 25 年 11 月 1 日より女性の働きやすい職場づくりの一環として、結婚等により名字を改姓した行員が、一部業務において改姓前の名字(旧姓)を『ビジネスネーム』として使用出来ることといたしました。

みなと銀行は、引き続き女性が活躍できる環境を整備する（管理職登用、両立支援）等、ダイバーシティ（※）に関する取組みを継続的に行ってまいります。

（※）ダイバーシティとは

異なる属性や発想を活かしてビジネスの環境変化に迅速・柔軟に対応することにより、組織のパフォーマンスの向上や新たな価値を生み出し、企業の成長を図ること

### 記

1. 開始日 : 平成 25 年 11 月 1 日(金)
2. 対象者 : 全行員のうち結婚等により戸籍上、名字を改姓した者
3. 使用範囲 : 名刺、名札、業務用印鑑、社員証、メールアドレス等  
※法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているものの他、外部機関に支障を及ぼすおそれのあるもの等については、ビジネスネームの使用対象外。

以 上

本資料に関するお問い合わせ先  
企画部 広報室 久保田 TEL 078-333-3247